

第4節 行政情報化の推進

1 電子政府の実現

(1) 政府全体としての業務・システム最適化の推進

ア 政府の情報システムの整備の在り方

電子政府の推進については、これまで「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定¹、同 16 年 6 月一部改定）等に基づき、様々な取組を実施してきた（図表 5-4-1-1）。

政府の情報システムについては、各府省の業務や情報システムを最適なものとするための計画（最適化計画）を策定し、情報システムの運用コスト等の削減や業務処理時間の削減を図っている。総務省では、この最適化の取組を継続的に行うため、各府省が策定した最適化計画を確認し、必要な調整を行うとともに、最適化の実施状況及び評価状況のモニタリングを行う役割を担っている。

各府省個別の業務・システムの最適化については、これまで一定の成果を収めてきたが、今後は、これらに加え、費用対効果を踏まえつつ、政府全体として更なる全体最適化を推進することが求められている。このため、そのあるべき将来像を明確化するとともに、政府情報システムの統合・集約化やデータ連携の基盤となる政府共通プラットフォームの整備の課題、方向性等について検討することとして、平成 21 年 6 月から「政府の情報システムの整備の在り方に関する研究会」を開催し、同年 8 月に中間取りまとめを公表、更に、平成 22 年 4 月に最終報告書を公表した。

最終報告書では、①仮想化技術を活用したハードウェアの共用によるサーバマシン等の台数削減、② OS・ミドルウェア等の基盤ソフトウェアの共通化によるシステム動作環境の標準化、③運用管理の一元化による運用管理業務負担の軽減等の政府共通プラットフォームの役割及び効果について整理するとともに、同プラットフォームを活用し、より多くの政府情報システムの統合・集約化を目指すべきであるとした上で、優先的に統合・集約化を検討すべきシステムとして、①特定の技術・動作環境に依存しないもの、②極めて高い可用性が求められないもの、③統合・集約化に当たって大規模な構成変更等が求められないもの等をあげている（図表 5-4-1-2）。

イ 政府の調達情報システムの整備

調達業務（公共事業等を除く）に関し、入札・開札の事務処理に係る電子入札システムについては、各府省等において、必要に応じ個々に整備・運用を行っている状況にある。

そこで、調達業務の最適化について、「政府調達（公共事業を除く）手続の業務・システム最適化に向けた基本方針（平成 20 年 8 月、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）等に基づき、平成 21 年 8 月に「調達業務の業務・システム最適化計画」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）が策定された。

これにより、従来、各府省等で異なる契約書等の様式及び業務処理の標準化、決裁階層の見直しを図るとともに、これまで電子入札システムで処理していた入札・開札も含め、調達手続きに係る一連の業務を電子化する「電子調達システム」を全府省等に導入することにより、以下の取組を図ることとしている。

- ① 企業等の利便性の向上
- ② 行政事務の簡素化・効率化
- ③ 調達業務の信頼性の向上

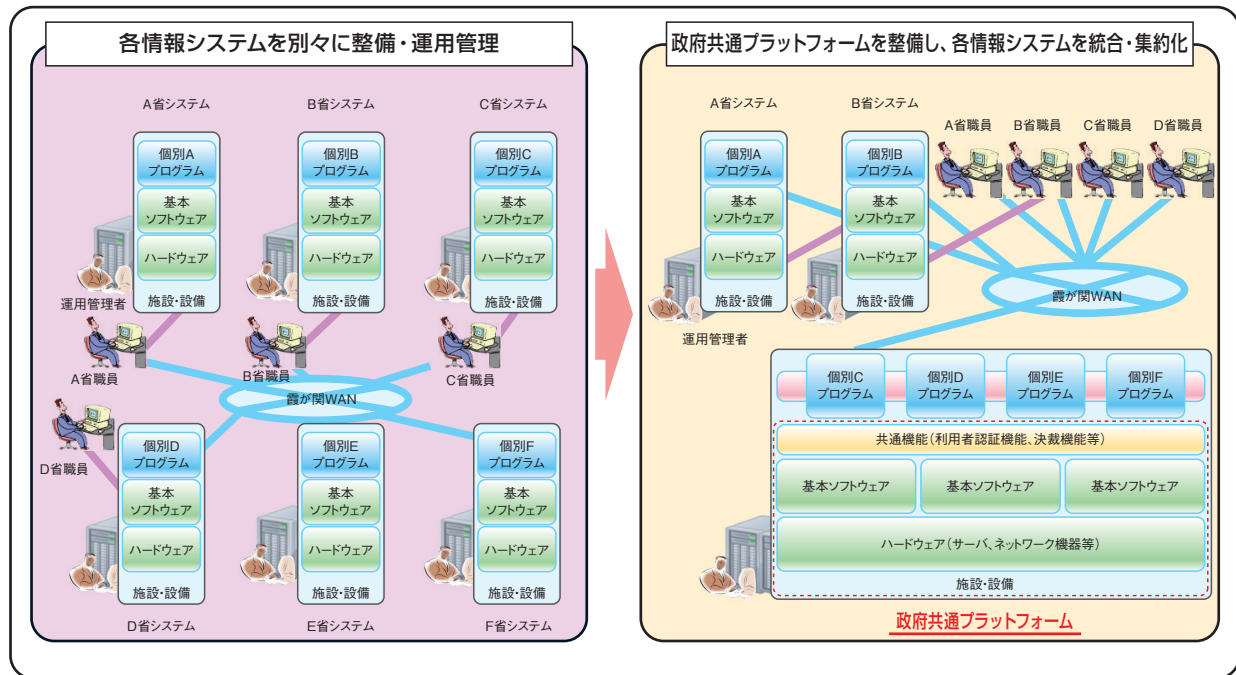
今後、各府省において、現在個々に整備・運用している物品・役務の入札・開札業務に係る既存電子入札システムを廃止し、システムを集中的に管理運用する電子調達システムに順次移行するための取組を推進することとしている。

¹ 参考：各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/index.html>

図表5-4-1-1 我が国の行政の情報化に関する主な取組

年 月 日	項 目 等
平成15年7月 (平成16年6月一部改定)	「電子政府構築計画」
平成16年12月	「今後の行政改革の方針」
平成18年1月	「IT新改革戦略」 ※ITの構造改革を追求する政策の一つとして、「世界一便利で効率的な電子行政」の実現について言及
平成18年8月 (平成20年12月改定)	「電子政府推進計画」
平成21年4月	「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」 ※電子政府・電子自治体の推進について、三か年緊急プランにおける三大重点プロジェクトの一つに位置付け

図表5-4-1-2 政府共通プラットフォームによる政府情報システムの統合・集約化イメージ



(2) メリハリの効いたオンライン化の取組

国の行政手続については、これまでの電子政府の取組を通じてそのオンライン化が進められた結果、平成20年度末現在、オンライン化の対象とされている手続の92%²がオンラインにより申請・届出等を行うことが可能となっている一方、オンライン申請が全く行われていないものやオンライン利用が低調なものが多数認められる。そこで、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月IT戦略本部決定）に基づき、国民に広く利用されている手続を中心に、オンライン利用のメリット拡大、使い勝手の向上等の措置を集中的に講じ、オンライン利用の飛躍的拡大を図るとともに、利用率が極めて低調であり、今後とも改善の見込みがない手続については、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、システムの停止を含めたオンライン化の見直しを図っているところである。

² 参考：平成20年度における行政手続きオンライン化の状況：http://www.soumu.go.jp/main_content/000031924.pdf

2 電子自治体の推進

(1) 電子自治体の基盤構築

電子自治体は、地方公共団体においても ICT を積極的に活用することにより、行政サービスの高度化や行政の簡素化、効率化を図るものであり、これまで、例えば庁内 LAN や「一人一台パソコン」の整備が行われてきたところである。今後は、ASP・SaaSをはじめとする ICT の利活用の進展により、これまでは自ら情報システムを構築し運用してきた地方公共団体においても、ICT のいわゆる「所有から利用へ」のパラダイムシフトへの対応や、クラウドコンピューティングをはじめとする近年の ICT 分野の技術革新を積極的に活用したより効率的な情報システムの構築、運用が求められているところである。

(2) 自治体クラウド

総務省は、総合行政ネットワーク(LGWAN)上のコミュニティクラウドの構築による地方公共団体の情報システムの一層の集約と共同利用を推進するため、平成 21 年度から「自治体クラウド開発実証事業」を実施し、行政サービスの利便性の向上や費用削減に取り組んでいる。自治体クラウドが目指す情報システムの集約と共同利用は、地方公共団体の経費削減のみならず、住民のニーズに適確に応える行政サービスの提供や地域の自給力と創富力を高める取組への再投資を通じた地域主権型社会の構築にも貢献するものである。

総務省においては、現在行われている実証事業の成果を踏まえ、今後は、例えば政府と地方公共団体等との協定の締結による推進体制の構築、自治体クラウドに取り組む団体間や政府のシステムとの連携を適切に確保するための標準仕様書の策定等、こうした取組を全国的に推進していくことにより電子自治体の基盤構築を推進していくこととしている。

(3) 電子自治体における個人情報保護と情報セキュリティ対策の徹底

電子自治体の推進においては、個人情報の保護と情報セキュリティ対策が重要な課題となっている。

個人情報保護条例については、平成 17 年度末までに、すべての都道府県・市区町村で制定済みである。

総務省では今後も、すべての地方公共団体が情報セキュリティ対策を実施するよう支援を行うとともに、地方公共団体における情報セキュリティに関する情報の共有等を行う「自治体 CEPTOAR」(平成 19 年 3 月創設)に対し、必要な助言等の支援を行うこととしている。

また、総務省では、平成 21 年 2 月に策定された「第 2 次情報セキュリティ基本計画」及び、同 22 年 5 月策定の「国民を守る情報セキュリティ戦略」等を受けて、小規模な地方公共団体も含め、すべての地方公共団体において、望ましい情報セキュリティ対策が実施されることを目指し、対策の促進を行うこととしている。

3 住民基本台帳ネットワークシステムの活用

住民基本台帳ネットワークシステムは、地方公共団体のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図り、行政機関等への本人確認情報(氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード及びこれらの変更情報)の提供や市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を可能とするものである³。

平成 14 年 8 月から稼働している同システムは、住民利便の向上や、電子政府・電子自治体の基盤として重要な役割を果たしている。総務省では、都道府県、市区町村等との連絡調整を図りつつ、引き続き地方公共団体における同システムの円滑かつ着実な運用を支援していくこととしている。住民基本台帳ネットワークシステムから行政機関等への情報提供の件数は、一貫して増加しており、平成 20 年 8 月から 21 年 7 月までの情報提供件数は、約 1 億 1,000 万件に達している。例えば、年金未統合記録について、住基ネットによる本人確認情報を活用した住所等の特定のための突合を実施することにより、年金記録の回復に貢献している。

この住民基本台帳ネットワークシステムでは、個人情報保護に万全を期すため、総務省において、平成 14 年 9 月から開催している「住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会」における議論・提言を踏まえ、全ての市区町村を対象としたチェックリストによる点検を実施するなど、引き続き個人情報保護について十分な措置を講じていくこととしている。

³ 参考：住民基本台帳ネットワークシステムに関するページ(総務省)：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daiyo/index.html

また、平成21年4月から、今まで以上に本人確認機能が強化された新しい住基カードが発行されている。

更に、国民・利用者の皆さまの一層の利便性を図ることとして、平成22年2月から、東京都渋谷区と三鷹市、千葉県市川市において、次いで同年4月から福島県相馬市において、コンビニエンスストアのキオスク端末を利用して、住基カードによる住民票の写し・印鑑登録証明書の取得が可能となっており、現在、他の市区町村においても導入の検討がなされているところである。

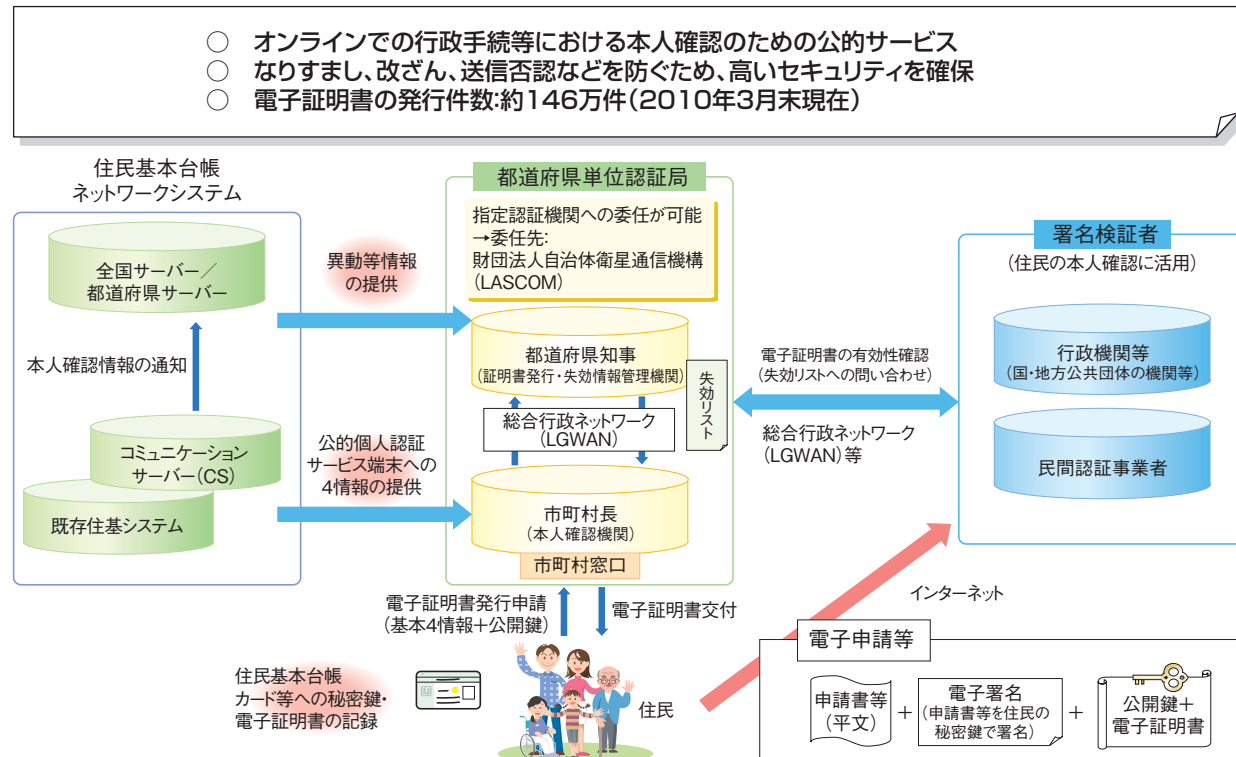
4 地方公共団体による公的個人認証サービス

インターネット上におけるデジタル文書については、文書作成者の特定が困難であることから、なりすまし、改ざん、送信否認等の危険性がある。行政手続等のオンライン化を促進し、電子政府・電子自治体を実現するためには、こうした問題を解決する必要があることから、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（平成14年法律第153号）に基づき、平成16年1月から、地方公共団体による公的個人認証サービスの提供が開始された⁴（図表5-4-4-1）。

公的個人認証サービスの電子証明書は、有効期間が3年間、発行手数料が500円となっており、市区町村の窓口で厳格な本人確認を受けた上で、住民基本台帳カード等のICカードに格納され、発行を受けることができる。住民はICカードに格納された秘密鍵を用いて電子署名を行い、電子証明書とともに送信することにより、行政機関等にオンライン申請をすることが可能となる。

公的個人認証サービスを利用して申請等を行うことができる手続としては、国税の申告、不動産登記申請等があり、平成21年4月現在で、国では13府省庁等、地方公共団体では47都道府県及び一部市区町村の手続が対象となっているところであり、今後、公的個人認証サービスの速やかで自律的な普及を促し、様々なオンライン手続等の認証基盤として発展・定着を図る必要がある。

図表5-4-4-1 公的個人認証サービス



⁴ 参考：公的個人認証サービスに関するページ（総務省）：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kojinninshou.htm